

Mahānirvāṇatantra の varṇa 観

渡辺 浩希

I

いわゆるタントリズム (Tantrism) においては、腐敗、墮落したカリ期 (kaliyuga) の観念を前提に、階級的ならびに性的差別は否定され、原則的にすべての人々にたいする教義および実践の開放が謳われているものと、一般に理解されている¹⁾。周知のごとく、タントラ文献の多くは法典 (Dharmaśāstra) 的規定を幾らかなりとも含むものであり、そこには、伝統的 Brahmanism あるいは Hinduism を継承する側面とそれとは異質な要素とがともに認められるのであるが²⁾、それら具体的ありようのひとつひとつは、いまだ充分かつ詳細に検討されているとはいいいがたい。

左道シャークタ派 (Vāmācārasākta) に属し、18世紀後半の著作であろうと考えられている Mahānirvāṇatantra (= Mnt)³⁾ についても、その思想内容、特に法典的規定についてこれまでになされてきた幾らかの研究はいずれも断片的であり、その評価も学者によりさまざまである。ある学者は伝統的要素のいまだ支配的である側面を強調し⁴⁾、またある学者は Mnt が寡婦再婚の容認、寡婦殉死 (satī) の禁止⁵⁾を説き、婚姻や食事などにおける varṇa (階級) による区別を否定していることなどを理由にこれらを Mnt がもつ近代性として積極的に評価する⁶⁾がごときである。

近代性に関する議論はいまはおくとして⁷⁾、本稿においては主対象を varṇa 観に限定し、その全体的特徴を Mnt の語るところに即して検討する。

II

Mnt は、多くの詩節を費やしてカリ期における人間の腐敗、墮落を強調したうえで⁸⁾、そのようなカリ期における varṇa および āśrama (生活期) に関して、まず次のように規定する。

catvāraḥ kathitā varṇā āśramā api suvrate /
 ācārās cāpi varṇānām āśramāṇām pṛthak pṛthak // (8. 4)
 kṛtādau kalikāle tu varṇāḥ pañca prakīrtitāḥ /
 brāhmaṇaḥ kṣatriyo vaiśyaḥ śūdraḥ sāmānya eva ca // (8. 5)
 eteṣāṃ sarvavarṇānām āśramau dvau maheśvari /
 teṣāṃ ācāradharmāś ca śrṇuṣvādye vadāmi te // (8. 6)
 puraiva kathitaṃ tāvat kalisambhavaceṣṭitam /
 tapaḥsvādhyāyahīnānām nṛṇām alpāyuṣām api /
 kleśaprayāsāsaktānām kuto dehapariśramaḥ // (8. 7)
 brahmacaryāśramo nāsti vānaprastho 'pi na priye /

gārhashtyo bhaikṣukaś caiva āśramau dvau kalau yuge // (8. 8)

4階級 (varṇa) および4生活期 (āśrama) が、貞淑な妻 (suvratā = Pārvatī) よ、そしてまた階級と生活期とに関する生活規定 (ācāra) がそれぞれに、[現在のカリ期に先行する] クリタ (kṛta) をはじめとする [3期 (yuga) すなわちクリタ、トゥレーター (tretā)、ドゥヴァーパラ (dvāpara) 期] においては、語られた。しかしながらカリ期においては、5階級、すなわちブラーフマナ (brāhmaṇa)、クシャトリヤ (kṣatriya)、ヴァイシャ (vaiśya)、シュードラ (śūdra)、サーマーニヤ (sāmānya) が説かれた。(4-5)

これらすべての階級の [それぞれにある] 2生活期を、マヘーシュヴァリー (mahesvarī = Pārvatī) よ、そしてそれらに関する生活規定ならびに礼拝儀礼を聞け、アーディヤー (ādyā = Pārvatī) よ、あなたに [それらを] 私は語る。(6)

まずカリ [期] に生れた人々のおこない (ceṣṭita) は、はじめに [私によりあなたに] まさしくすでに語られた。苦行 (tapas) やヴェーダ聖典の学習 (svādhyāya)⁹⁾ は欠如し、短命で、苦難に耐えたり努力したりする能力のない人々にとって、いかにして肉体的努力があろうか。(7)

愛しきものよ、カリ期においては、学生期 (brahmacāryāśrama) はなく、林棲期 (vānaprastha) もなく、家長期 (gārhashtya) および乞食 [遊行] 期 (bhaikṣuka) の2生活期のみがある。(8)

Mnt は、伝統的な4 varṇa および4 āśrama を、クリタ、トゥレーター、ドゥヴァーパラの3期に限定し、カリ期にたいしてはこれを認めていない。

すなわちカリ期における varṇa 制度に関しては、sāmānya が5番めの階級として、伝統的な4 varṇa に加えて数えあげられている。この sāmānya について Mnt 自身は明確な定義を与えてはいないが、S. J. Woodroffe が指摘するごとく¹⁰⁾、それは異 varṇa 間の婚姻により生れた人々であると考えてよい¹¹⁾。同一 varṇa 間の婚姻を推奨し、そもそもこの異 varṇa 間の婚姻を varṇa 体制の秩序を混乱させる原因として排斥する。例えば Manusmṛti (= Manu) などは、そのような婚姻から生れた人々を、墮落より生じた存在として、その社会体制から排除する¹²⁾。これにたいして Mnt は、それまで認められていなかった sāmānya を何故5番めの varṇa として数えるのかという理由は明らかではないながらも、すでに人間の墮落、腐敗著しいこのカリ期においては、そのような人々をもひとつの varṇa として認めるのである。ただし、varṇa 制度そのものの存在が全的に否定されているのではないことに留意しなければならない。また、sāmānya がひとつの varṇa として認められていることをもって、あらゆる人間が孰れかの varṇa に属しうるといえるのかは、Mnt からは判然としない¹³⁾。

カリ期の āśrama に関しては、伝統的4 āśrama のうち学生期と林棲期とは除かれて、家長期 (grhasthāśrama, gārhashtya) および遊行期 (saṃnyāsāśrama, bhikṣukāśrama, bhaikṣuka, avadhūtāśrama)¹⁴⁾ の2 āśrama が認められている。Manu が苦心惨憺してつくりあげた精妙かつ微妙なる āśrama 観¹⁵⁾ は捨てられる。その理由は明快である。墮

落したカリ期の間にとり、ヴェーダ聖典の学習に専心すべき学生期や苦行に専心すべき林棲期¹⁶⁾は、その能力の欠如ゆえにもはや耐えることのできないものなのである。

ここに私たちは、Mnt においてもまた varṇa および āśrama 制度がカリ期における人間の腐敗、墮落を前提に、それを容認するかたちで説かれていることを確認する。

Ⅲ

既述のとおり、sāmānya がひとつの varṇa として認められていることを除くならば、Mnt においてもまた基本的には varṇa すなわち階級制度の存在は説かれていた。次にはその varṇa 観をより具体的に検討する。

Mnt は、シャークタ派の他の典籍にも往々にして見られるごとく、究極原理である至高なるブラフマン (Parabrahman) との合一すなわち解脱 (mokṣa) を達成する手段、成就法 (sādhana) として、kuladharmā あるいは kulācāra なる語のもとに、その至高なるブラフマンにたいする、あるいはまた Śakti なる Pārvatī にたいする礼拝儀礼を説き、それらがカリ期においては唯一絶対のものであることを強調するが¹⁷⁾、まずはこのような解脱論との関連において、教義ならびに実践のいわゆる開放性、その実際のありようを見ていこう。

yatra kutra sthito vāpi prāpya brahmārpitāmṛtam /
grhītvā kīkaśo vāpi brahmasāyujyam āpnuyāt // (3. 90)

[ひと] たとえ何処にあらうとも、[至高なる] ブラフマンに捧げられた甘露 (amṛta) を獲得して、またたとえ kīkaśa であらうとも [その甘露を] 手にして、[至高なる] ブラフマンとの合一を達成するであらう。

kīkaśa とは最下層の階級のひとつと考えてよい¹⁸⁾、これが sāmānya に属するか否かについて Mnt からは明らかではないが、至高なるブラフマンとの合一すなわち解脱が彼らにとってさえ可能なものであることが明言されているのである。

さらにその解脱成就法たる至高なるブラフマンおよび Pārvatī にたいする礼拝儀礼すなわち kuladharmā の実践にあたっては、varṇa の区別は完全に否定される¹⁹⁾。

ānītam śvapacenāpi śvamukhād api niḥśṛtam /
tat annam pāvanam devi devānām api durlabham // (3. 84)

たとえ śvapaca²⁰⁾によってもたらされようとも、犬の口から落ちたものであらうとも、その食物 (至高なるブラフマンに捧げられた食物) は、清浄であり、女神よ、神々にとってさえ獲得しがたいものである。

jātibhedo na kartavyaḥ prasāde paramātmanah /
yo 'suddhabuddhiḥ kurute sa mahāpātakī bhavet // (3. 92)

最高なるアトマン (Paramātman = Parabrahman) に捧げられた食物に関しては階級 (jāti)²¹⁾の区別はなされるべきではない。[例えばサーマーニヤ階級のものにより至高なるブラフマンに捧げられた食物を] 不浄であると考えるのは、大罪人とならう。

至高なるブラフマンに捧げられた食物の清浄性は絶対的である。そしてそれは、絶対的であるがゆえに、varṇa 相互の浄不浄の観念を超越する。これは、Pārvatī にたいする礼拝儀礼において用いられる pañcatattva (pañcamakāra すなわち madya, māṃsa, matsya, mudrā, maithuna) ²²⁾ においても同様である。

yena kena samutpannā yena kenāhrtāpi vā /
 nātra jātivibhedo 'sti śodhitā sarvasiddhidā // (6. 4)
 māṃsan tu trividhaṃ proktaṃ jalabhūcarakhecaram /
 yasmāt tasmāt samānītaṃ yena tena vighātitaṃ /
 tat sarvaṃ devatāprītyai bhaved eva na saṃśayah // (6. 5)

いかなるものにより産みだされたものであろうとも、あるいはいかなるものによりもたらされたものであろうとも、それ (surā = madya) にたいしては階級の区別はなく、浄化された [surā] はすべての成就を与えるものである。(4)

しかるに肉は3種類、[すなわち] 水 [中を進むもの] (水棲動物)、地を進むもの (陸上動物)、空を飛ぶもの (鳥) [の肉] であると説かれた。いかなるところからもたらされようとも、いかなるものにより屠殺されようとも、それはすべて神格の喜悦をもたらすはずである。[このことに] 疑いはない。(5) ²³⁾

varṇa の否定はもちろん、飲食物の浄不浄に関してのものにとどまらない。至高なるブラフマンあるいは Pārvatī にたいする礼拝儀礼を包含する kuladharmā あるいは kulācāra 全体が、カリ期における解脱成就法としての絶対性ゆえに、varṇa の区別を超越する。

śvapaco 'pi kulajñānī brāhmaṇād atiricyate /
 kulācāravihīnas tu brāhmaṇāḥ śvapacādhamah // (4. 42)

たとえ śvapaca であろうとも kuladharmā を知るものはブラーフマナに勝る。しかるに kulācāra が欠如したブラーフマナは最低の śvapaca である ²⁴⁾。

kauladharmāt paro dharmo nāsty eva kamalānane /
 antyaḥ 'pi yam āśrītya pūtaḥ kaulapadaṃ vrajet // (14. 179)

kauladharmā (=kuladharmā) よりも勝れた dharmā は存在しない、蓮のごとき顔をもつものよ、低い生まれのものでさえ、それ (kauladharmā) に依拠して浄化され、kaula ²⁵⁾ の状態に赴く。

さらに次に挙げる諸詩節により、kuladharmā がいかに開かれたものであるかを見ることができよう。

viprādyantyajaparyantā dvipadā ye 'tra bhūtale /
 te sārve 'smin kulācāre bhavayur adhikāriṇaḥ // (14. 184)

ブラーフマナ (vipra) にはじまり低い生まれのものにいたるまで、この地上世界における2足のものら (すなわち人間) すべては、この kulācāra にたいして有資格者となろう。

cāṇḍālaṃ yavaṇaṃ nīcaṃ matvā striyaṃ avajñayā /
 kaulaṃ na kuryāt yaḥ kaulaḥ so 'dhamo yāty adhogatim // (14. 187)

cāṇḍāla や yavana を卑賤なものと考えて、[あるいは] 女性を蔑視して、[彼らを] kaula とせしめない (kuladharmā へと導かない) kaula は、[kaula のなかの] 最低のものであり、墮落の道を行く。

ye ye varṇāḥ kṣitau santi yad yad dharmam upāśrītāḥ /

kaulā bhavantas te pāśair muktā yānti param padam // (14. 189)

[この] 大地におけるいかなる階級の人々も、いかなる dharmā に依拠している人々も、kaula となれば、繫縛から解放され、最高の帰趨に赴く。

kuladharmā にたいしては、いかなる人間も平等である。varṇa の区別はもちろん、男性も女性もない、すべての人間が有資格者である。解脱への道は、まさにすべてのひとに開かれている²⁶⁾。これは、例えば Manu がその教義 (śāstra) にたいする資格を再生族の男性に限定している²⁷⁾のに比して、対照的である。

またこの開放性は、āśrama との関連においても見ることができる。Manu, 10. 126 は、「シュードラは浄化儀礼 (saṃskāra) にたいする資格をもたない」と説くが²⁸⁾、これにたいして Mnt においては次のように語られる。

viprāṇām itareṣāṃ ca varṇāṇām prabale kalau /

ubhayatrāśrame devi sarveṣāṃ adhikāritā // (8. 12)

カリ[期]が強勢であるときには、ブラーフマナおよびその他[すべて]の階級の人々は、女神よ、両方の生活期(家長期および遊行期)にたいして有資格者である。

brāhmaṇaḥ kṣatriyo vaiśyaḥ sūdraḥ sāmānya eva ca /

kulāvadhūtasamskāre pañcāṇām adhikāritā // (8. 224)

ブラーフマナ、クシャトリヤ、ヴァイシャ、シュードラ、およびサーマーニヤ[と]いうこれら] 5階級[すべて]の人々が、kulāvadhūta への浄化儀礼²⁹⁾にたいする有資格者である。

このように、カリ期の到来を待つてここに開示された kuladharmā は、その対象を再生族に限定することなく、シュードラはもとよりそれまではひとつの varṇa に数えられることさえなかった sāmānya をも含む、まさしくすべての varṇa の人々、すべての人間に均しく開放されたものである。

さらに、varṇa の区別の否定は、bhairavīcakra および tattvacakra³⁰⁾における飲食および婚姻についても強調される。

ubhayatra maheśāni saivodvāhaḥ prakīrtīthitāḥ /

tathādāne ca pāne ca varṇabhedo na vidyate // (8. 151)

[これら]ふたつ[の cakra すなわち bhairavīcakra と tattvacakra]においては、マヘーシャーニー (Maheśāni = Pārvatī) よ、saiva 婚が[なされるべきであると]説かれた。同様に [これらふたつの cakra においては] 食べることもおよび飲むことについても、階級の区別は存在しない。

ここにいう saiva 婚とは、Mnt が説く儀規にもとづいて、これら bhairavīcakra および tattvacakra のうちにおいてなされる婚姻形態であり、これも飲食と同様、cakra のうち

においてなされるものであるがゆえに、varṇa に関する制約はないものと考えられる。bhairavīcakra においても、tattvacakra においても³⁰⁾、varṇa の区別の否定はまさしく全的なものである。

nātra jātivicāro 'sti nocchiṣṭādivivecanam / (8. 180 ab)

そこ (bhairavīcakra) においては、階級の相違はなく、残賤 [の不浄] などに関する差別はない。

varṇābhimānāc cakre tu varṇabhedam karoti yah /
sa yāti ghoranirayam api vedāntapāragah // (8. 194)

しかるに、[みずからの]階級 [の優越] を誇って、[bhairavī]cakra において階級の区別をなすもの、彼は、たとえヴェーダーンタに精通しようとも、凄まじき地獄へ赴く。

brahmacakre maheśāni varṇabhedam vivarjayet³²⁾ /
na deśakālaniyamo na pātraniyamas tathā // (8. 217)

ye kurvanti narā mūḍhā divyacakre pramādatah /
kulabhedam varṇabhedam te gacchanty adhamām gatim // (8. 218)

brahmacakra (= tattvacakra) においては、マヘーシャーニーよ、階級の区別を [ひとは] 避けるべきであり、場所や時間に関する制約はなく、同様に適性 (pātra) に関する制約もない。(217)

divyacakra (= tattvacakra) において不注意から家柄 (kula) の区別、階級の区別をなす愚昧なる人々、彼らは最低の道を行く。(218)

IV

このように、kuladharmā に関しては (ふたつの cakra についてもこれに含めて考えてよい)、varṇa の区別は全的に否定されている。しかしながら、Mnt は先に見たごとくひとつひとつの varṇa の存在そのものは認めているのであり、同時にさまざまな場面において varṇa の区別のなされるべきことをも説くのである。

sarveṣām eva saṃskārāḥ karmāṇi saivavartmanā /
viprāṇām itareṣāṃ ca karmalingam pṛthak pṛthak // (8. 13)

まさにすべての [階級の] 人々にとり、[すべての] 浄化儀礼および [すべての] 行為は、シヴァによる規定にしたがって [なされるべきである]。[しかしながらカリ期においても] プラーフマナおよびその他の [階級すべての] 人々にとり、それぞれに個別の [なされるべき] 行為の特徴がある。

第8章に説かれるそれぞれの varṇa の義務についての記述は、Manu とほぼ異なるところはな³³⁾。また第9章には伝統的浄化儀礼が詳述されるが、そこにおいては、再生族とそれに属さない人々とが往々にして区別されている。

garbhādhānādicūḍāntam samānam sarvajātiṣu /
sūdrasāmānyajātīnām sarvam etad amantrakam // (9. 184)

受胎式 (garbhādhāna) から結髪式 (cūdākarman) まで [の浄化儀礼] は、すべての階級に共通である。[ただし] シュードラおよびサーマーニヤ階級の人々にとっては、それはすべて聖句 [を唱えること] なしに行われるものである。

再生族に属さない人々としてシュードラとともに sāmānya を数えるという相違 (Manu はいわゆる雑種身分をそもそも varṇa 体制から排除する)こそあれ、彼らにたいして聖句を唱えることを禁止している点、Manu と何ら異ならない³⁴⁾。また贖罪に関する規定のなかにも同様の事情を見ることができる。

dvijātīnām daśāhena dvādaśāhena pakṣataḥ /
sūdrasāmānyayor devī māsenāśaucakalpanā // (Mnt, 10. 76)

再生族にとっては [それぞれ]、[ブラーフマナには] 10日、[クシャトリヤには] 12日、[ヴァイシャには] 2週間、シュードラおよびサーマーニヤには、女神よ、1か月にわたる不浄性の固着がある。

śuddhyed vipro daśāhena dvādaśāhena bhūmipah /
vaiśyah pañcadaśāhena sūdro māsenā śuddhyati // (Manu, 5. 83)

ブラーフマナは、10日の後に浄化される。地上を守護するもの (bhūmipa) (すなわちクシャトリヤ) は12日、ヴァイシャは15日、シュードラは1か月の後に浄化される。

また先に見た bhairavīcakra および tattvacakra に関しても、次のように語られる。

sarve varṇāḥ svasvavarṇair brāhmodvāham tathāśanam /
kurvīran bhairavīcakrāt tattvacakrād r̥te sive // (8. 150)

bhairavīcakra あるいは tattvacakra にあるときを除き、すべての階級の人々は、それぞれ自分と同じ階級の人々と brāhma 婚を、同様に [自分と同じ階級の人々とともに] 食事を、なすべきである、シヴァ神妃 (śivā = Pārvatī) よ。

samprāpte bhairavīcakre sarve varṇāḥ dvijottamāḥ /
nivr̥tte bhairavīcakre sarve varṇāḥ pr̥thak pr̥thak // (8. 179)

bhairavīcakra が達せられているときには、すべての階級の人々は、最高の再生族 (すなわちブラーフマナ) である [に均しい]。[しかしながら] bhairavīcakra が解かれたときには、すべての階級の人々は、それぞれに [自らの階級に帰する]。すなわち、varṇa が否定されるのは、ふたつの cakra 内に限定されており、1歩その外に出るならば、それはやはり遵守されるべきものとして説かれている。

さらに、ここに推奨される brāhma 婚 (8. 150) の saiva 婚にたいする優越が、さまざまな場面において説かれていることは、注目に値しよう。婚姻関係においては brāhma 婚による妻が最も優れているとし³⁵⁾、例えば相続に関する規定を説くなかで、Mnt は次のように語る。

tasyā apatyē tadvaṃśe vidyamāne kuleśvari /
śaivodbhavāny apatyāni dāyār̥hāṇi bhavanti na // (9. 267)

彼女 (brāhma 婚による妻) の子ども³⁶⁾、[あるいは] その [子どもの] 子孫が存

在しているのであれば、クレーシュヴァリー (kuleśvarī = Pārvatī) よ、śaiva 婚による妻の子どもは、相続権をもつものではない。

V

これまでの検討にもとづいて、Mnt のもつ varṇa 観の全体的特徴をまとめよう。

第一に特筆されるべきは、sāmānya という5番めの varṇa の創設である。すなわち、Manu においては再生族とシュードラとの間に一線が、そしてシュードラと雑種身分との間にはより太い一線が画されていたのにたいして、Mnt においてははまづもって後者が取りはらわれる。浄化儀礼に際して聖句を唱えることに関する規定、不浄性の期間に関する規定に見るごとく、再生族にたいしてそれに属さないシュードラおよび sāmānya という構図が描かれる。

そしてさらに、腐敗、墮落したカリ期において唯一絶対である kuladharmā を説くにあたり、varṇa の区別は漸く全的に否定される。しかしながら、唯一絶対であるとしながらも同時に、日常生活における多くの場面で varṇa の区別は厳然と保たれるべきものとされる³⁷⁾。換言するならば、Mnt にはふたつの dharma (なされるべき生活全般の姿、ありよう)、すなわちこの kuladharmā と、Manu が再生族に限定しシュードラにたいしては (sāmānya についてはいうまでもなく) その資格がないとした伝統的 dharma とが併存しているのである。

それでは孰れが優先、優越するののかというならば、解脱の達成手段としてはまさしく絶対的に kuladharmā が推奨されるのであり、婚姻については varṇa の区別をなすべからざる śaiva 婚が許容されるはするものの、相続などを含む、より日常的、より世俗的事柄に関しては伝統的 dharma が支配しているということができよう。

<略号および使用テキスト>

HB Hariharānanda Bhāratī's commentary on the Mahānirvāṇatantra (下記テキスト所収)

Mnt Mahānirvāṇatantra (Tāntrik Texts, Vol. 13, ed. Arthur Avalon, reprinted, Delhi: Motilal Banarsidass, 1989 (1st ed. Madras, 1929))

Manu Manusmṛti (The Vrajajivan Pracyabharati Granthamala, 4, ed. Rameshwar Bhatt, Delhi: Chaukhamba Sanskrit Pratishthan, reprinted, 1990)

(註記)

- 1) Goudriaan [1979] 31-34 を参照。
- 2) Goudriaan [1981] 19-22 を参照。
- 3) Derrett [1968a] は、Mnt がもつ、伝統的法典類に見られるものとは異質な要素に注目し、その法源をイスラム法あるいはイギリス法にもとめることによって、Mnt の著作年代を 1773~1780 年に措定した。Mnt の先買権に関する規定に見るイスラム法

の影響については, Derrett [1977] を見よ. なお, Derrett [1968b] 265-267 をも参照.

4) Winternitz [1927] 597-598 を見よ. また Woodroffe [1987] 79-80, 378 をも参照.

5) これらを含む Mnt の女性観については, 拙稿 [1991] を見よ.

6) Murty [1985] 97-98, 同 [1978] 793-795 を見よ. なお Kane [1977] 1057-1060 をも参照.

7) 近代性を論じる場合の問題点については, 拙稿 [1992] を見よ.

8) 例えば, 1. 36-48, 58-66, 4. 46-55 など.

9) Dutt [1979] 114 は, tapas を「苦行による熱力」, svādhyāya を「ヴェーダ聖典の学習による知識」と解しているが, ここでは下記の註釈にもとづいてそれぞれその行為そのものとする.

HB: tapasvādhyāyahīnānām tapas kṛcchrādikarma svādhyāyo vedapāṭhaḥ tābhyām
rahitānām.

10) Woodroffe [1956] 31.

11) 法典類における異 varṇa 間の婚姻により生まれた人々に関する理論については, 山崎元一 [1985a] に詳細な検討を見ることができる.

12) Manu, 10. 4 は, 明確に5番めの varṇa の存在を否定している. 詳細については, 渡瀬 [1987], 同 [1990] 19-20 参照.

13) 註 26) を見よ.

14) Mnt, 8. 11:

śaivasamskāraavidhināvadhūtāsramadhāraṇam /
tad eva kathitaṃ bhadre sannyāsagrahaṇam kalau //

シヴァの定める浄法規定 (samskāraavidhi) により離俗生活 (avadhūtāsrama) を持すること, それこそは, バドゥラー (bhadrā = Pārvatī) よ, カリ [期] における, 遊行生活にはいること (sannyāsagrahaṇa) にほかならないと語られた.

15) 渡瀬 [1990] 36-49 を参照.

16) 渡瀬 [1990] 39 を参照.

17) Mnt 全体を通じて kuladharmā あるいは kulācāra は幾つかの異なる意味に用いられるが, 多くの場合至高なるブラフマンあるいは Pārvatī にたいする礼拝儀礼と同義と見なして差しつかえなく, 全体としてはそれらを含む教義ならびに実践の体系, そこに説かれるさまざまな生活規定と考えてよい. Bose and Halder [1956] 41-48, 60-61, Winternitz [1927] 568-569, 572-573, Woodroffe [1956] 80-81 を見よ.

18) Dutt [1900] 38, Woodroffe [1913] 52 とともにこれを caṇḍāla (Misra [1985] 61 は cāṇḍāla) と解している.

19) Woodroffe [1956] 75 を参照.

20) 先の kīkaśa と同様, 最下層の階級のひとつと考えられる. Woodroffe [1913] 51

を見よ.

- 21) Mnt. において *jāti* と *varṇa* とは同義語として用いられている. 例えば 8. 80:
sūdrasāmānyajātīnām adhikāro 'sti kevalam /
āgamoktavidhau devi sarvasiddhis tato bhavet //

シュードラおよびサーマーニヤ階級 (*jāti*) のものにとっては, ただアーガマ聖典に説かれた儀規にたいしてのみ, 資格 (*adhikāra*) がある. 女神よ, [彼らにとっての] すべての達成は, それ [アーガマ聖典に説かれた儀規] にもとづいて, あるう.

- 22) Mnt. 5. 22:

madyam māmsam tathā matsyam mudrā maithunam eva ca /
śaktipūjāvidhāv ādye pañcatattvaṃ prakīrtitam //

madya (酒), *māmsa* (獣肉), 同様に *matsya* (魚), *mudrā* そして *maithuna* (男女の性的合一)こそが, *Śakti* にたいする礼拝儀礼の儀規における 5 *tattva* であると語られた. アーディーヤーよ.

4番めの *mudrā* が何を意味しているのかは学者により意見が異なる (これについては稿を改めて論ずる予定). . . *pañcatattva* に関する最も包括的説明は Woodroffe [1918] 376-412 に見ることができる.

- 23) Cf. Manu, 5. 131.

- 24) この詩節は初期仏教教団におけるすべての人間の平等, 法臘による獵次の観念を想起させよう.

- 25) ここでは *kuladharmā* に精通し, 特に, 万物は皆ブラフマンを本質とするものであるとの認識 (*brahmajñāna*) を獲得せる聖者を意味するものと思われる. Winternitz [1927] 568-569. さらには Bhattacharyya [1982] 438-439 を参照.

- 26) Derrett [1968b] 266 は, ここに挙げた 14. 187 および 189 をもって, ムスリムやキリスト教徒でさえも, *kaula* となることができ, その礼拝儀礼 (*sādhana*) に参与しうると述べている.

- 27) Manu, 2. 16:

niṣekādiśmaśānānto mantrair yasyodito vidhih /
tasya śāstre 'dhikāro 'smiṁ jñeyo nānyasya kasyacit //

なお, 中野 [1950] 419-420, 同 [1974] 74 を参照.

- 28) Manu, 10. 126:

na sūdre pātakaṃ kimcin na ca saṃskāram arhati /
nāsyādhikāro dharme 'sti na dharmāt pratiśedhanam //

渡瀬 [1991] 359 はこの *saṃskāra* を入門式と解している. 中野 [1950] 225 をも参照. ただし Manu においても, 聖句 (*mantra*) の使用を除くならば (Manu, 2. 66 は女性にたいして, 10. 127 はシュードラにたいしてこれの使用を禁ずる), シュードラおよび女性にたいして, すべての浄化儀礼 (*saṃskāra*) をなすことは許容されてい

る。Bühler [1886] 32, 渡瀬 [1991] 428 を見よ。なお Manu の説くシュードラの儀礼参加資格などについては山崎 [1985b] 515-537 を参照。

- 29) 家長期 (grhasthāsrama) から遊行期 (avadhūtāsrama) に移行する際になされるべき浄法儀礼であり、その次第は 8. 228-267 に語られる。註 14) を見よ。
- 30) そこにおいて kuladharmā にもとづく sādhanā がなされるべき、清浄な地面に座布を敷き、maṇḍala を描き、さまざまな礼拝用具をしつらえた特殊な空間あるいは場をいう。それぞれ bhairavīcakra については 8. 153-200 に、tattvacakra については 8. 203-219 に詳述される。なお Bose and Halder [1956] 145-151 をも参照。
- 31) tattvacakra の形成に際し、それをなすひとに要求される資格は、bhairavīcakra に比して、より厳格である。しかしながらその内容は、kuladharmā にどの程度精通しているかが問題なのであって、varṇa による資格ではない。Banerji [1992] 333 を参照。
- 32) 使用テキストの vibarjayet を Misra [1985] 306 にしたがって訂正。
- 33) Winternitz [1927] 570 を参照。
- 34) 註 28) を見よ。
- 35) Mnt. 12. 23 ab:

audvāhike 'pi sambandhe brāhmī bhāryā varīyasī /

36) HB: tasyā brāhmodvāhena grhītāyāḥ patnyāḥ apatyē ātmaje ātmajāyām vā.

37) しかしながら Mnt には、次のような詩節をも見いだすことができる。

devārtham dattakūpādaḥ tathā srotasvatījale /

pānādhikāriṇaḥ sarve secane 'ntikavāsinaḥ // (12. 116)

神々のために捧げられた井戸など [の水]、同様に河川の水にたいしては、すべての人々が [それを] 飲む資格 (権利) をもつものであるが、撒水 [あるいはそのために水を汲みだすこと] にたいしては、近隣に住む人々 [だけがその水を利用する資格をもつ]。

この規定は、いわゆる不可触民が自らは共同井戸からの水の汲みだしを禁じられている現実 (例えばアナンダ [1984] 26-27 を見よ) を考えるならば、極めて画期的である。

(参考文献)

アナンダ, M. R. (山際素男訳)

[1984] 『不可触民バクハの1日』, 東京: 三一書房。

中野義照 [1950] 『ヤーチュニャブルキヤ法典』, 高野山: 中野教授還暦記念会。

[1974] 『インド法の研究』, 高野山: 日本印度学会。

山崎元一 [1985a] ヴェルナ間混血の理論について, 『国学院雑誌』86-5, 24-50。

[1985b] ヒンドゥー法典のシュードラ規定 - 義務と儀礼的地位について -, 『東洋学報』66, 515-537。

- 渡瀬信之 [1987] ブラーフマニズム社会の形成 Dharmasūtra において見られるヴェルナ体制の思想. 『文明』(東海大学文明研究所) 50, 5-25.
- [1990] 『マヌ法典 ヒンドゥー教世界の原理』(中公新書), 東京: 中央公論社.
- [1991] 『サンスクリット原典全訳 マヌ法典』(中公文庫), 東京: 中央公論社.
- 渡辺浩希 [1991] Mahānirvāṇatantra の女性観. 『印度学仏教学研究』40-1, 453-455.
- [1992] インドと近代と思惟および思想とに関する3範疇. 『印度学仏教学研究』41-1, 489-491.
- Banerji, S. C. [1992] *Tantra in Bengal, A study in its origin, development and influence*, 2nd revised & enlarged ed., New Delhi: Manohar (1st ed., 1978).
- Bhattacharyya, N. N. [1982] *History of the tantric religion: A historical, ritualistic and philosophical study*, reprinted, New Delhi: Manohar, 1992 (1st ed., 1982).
- Bose, D. N. and Haldar, H. [1956] *Tantras: Their philosophy and occult secrets*, reprinted, Calcutta: Firma KLM, 1981 (enlarged 3rd ed., 1956).
- Bühler, G. [1886] *The laws of Manu translated with extracts from seven commentaries*, The sacred books of the East, Vol. 25, reprinted, Delhi: Motilal Banarsidass, 1988 (1st ed., Oxford: Oxford University Press, 1886).
- Derrett, J. D. M. [1968a] A juridical fabrication of early British India: The Mahānirvāṇa Tantra," *Zeitschrift für vergleichende Rechtswissenschaft*, 138-181.
- [1968b] *Religion, law and the state in India*, London: Faber and Faber.
- [1977] The Hindu law relating to preemption, *Essays in classical and modern Hindu law*, Vol. 2, Leiden, 388-403.
- Dutt, M. N. [1900] *A prose English translation of Mahanirvana Tantram*, Chowkhamba Sanskrit Series, Vol. 98, 2nd ed., Varanasi: Chowkhamba Sanskrit Series Office, 1979 (1st ed., Calcutta, 1900).

- Goudriaan, T. (, Hoens, D. J. and Gupta, S.)
 [1979] *Hindu Tantrism*, Handbuch der Orientalistik, 2 abt.,
 4 band., 2 abschn., Leiden / Köln: E. J. Brill.
- Goudriaan, T. (and Gupta, S.)
 [1981] *Hindu Tantric and Śākta literature*, A history of
 Indian literature, Vol. 2, Fasc. 2, Wiesbaden: Otto
 Harrassowitz.
- Kane, P. V. [1962] *History of Dharmasāstra*, Vol. 5, Pt. 2, 2nd ed.,
 Poona: Bhandarkar Oriental Research Institute, 1977
 (1st ed., 1962).
- Misra, B. P. [1985] *Mahānirvāṇatantram* (with Hindi commentary), Bombay:
 Shri Venkateshwar Steam Press.
- Murty, K. S. [1978] Sanskrit and philosophical thought in the Vasco da
 Gama epoch, *Annals of the Bhandarkar Oriental Research
 Institute, Diamond Jubilee Volume*, Poona: Bhandarkar
 Oriental Research Institute, 785-798.
 [1985] *Philosophy in India, traditions, teachings and
 research*, New Delhi: Motilal Banarsidass.
- Winternitz, M. [1927] *A history of Indian literature*, Vol. 1, tr. S. Ketkar,
 2nd ed., New Delhi: Motilal Banarsidass, 1972 (1st
 ed., Calcutta, 1927).
- Woodroffe, S. J. (Avalon, A.)
 [1913] *The great liberation (Mahānirvāṇa Tantra)*, 6th ed.,
 Madras: Ganesh & Company, 1985 (1st ed. London,
 1913).
 [1918] *Śakti and Śākta*, 9th ed., Madras: Ganesh & Company,
 1987 (1st ed., 1918).
 [1956] *Introduction to Tantra Śāstra*, 3rd ed., Madras: Ganesh
 & Company.

1994.7.26 稿

わたなべ ひろき 東京大学大学院博士課程

To what extent and in what way the Dharmaśāstric traditions have been retained in the Hindu Tantric literature or replaced with new Tantric ideas such as the concept of equality of all *varṇas* (classes, castes) and of men and women as well as in the *kali* age, are questions about which not much has been resolved until now, so that our general understanding of the problems should be deepened through detailed examinations of relevant materials. The present paper makes an attempt to find a concrete answer with respect to the *Mahānirvāṇatantra* (= Mnt), one of the texts considered to belong to the Left-hand Śākta (*Vāmācārasākta*), and presumably written in the late eighteenth century, by exploring its view of *varṇas*.

First of all, it must be noted that in addition to the traditional four — that is, *brāhmaṇa*, *kṣatriya*, *vaiśya* and *sūdra* — the Mnt acknowledges the fifth *varṇa* called *sāmānya* for the *kali* age when humanity is assumed to have been corrupted. Although we are not quite certain what this *sāmānya* precisely means, there seem to be good reasons to accept S. J. Woodroffe's observation that it is the name for the class of people who are born as a result of intermarriage between different *varṇas* and have been excluded from the *varṇa* system by the traditional *Dharmaśāstras* as represented by the *Manusmṛti* (= Manu). It is also worth noting in this connection that some regulations, such as the one concerning how long a certain kind of impurity will continue to attach to a person, treat the *sāmānya* on equal terms with the *sūdra*, seeing no serious distinction such as is found in the Manu among the people within and outside the traditional framework of four *varṇas*. Thus the Mnt is obviously opposed to the *Dharmaśāstras* in that the Tantric text, at least insofar as the *kali* age is concerned, accepts the legality of intermarriage, which would evidently violate the old concept of the *varṇa* system.

Furthermore, the Mnt completely denies any discrimination among *varṇas* in the practice of *kuladharmas*, the only possible means of attaining *mokṣa* (deliverance) in the *kali* age. The Mnt's idea that all human beings are eligible for *kuladharmas* stands in clear contrast with the Manu's limitation of eligibility for *dharma*s to the upper three *varṇas*.

The Mnt does not, however, deny the existence of the *varṇa* system itself. For all the absoluteness of *kuladharmas* in the *kali* age, the Mnt, at the same

time, preaches the observance of the discrimination among *varṇas* with reference to many occasions in daily life. In other words, two kinds of *dharma*s coexist in the *Mnt*: *kuladharmas* and the traditional *dharma*s which the *Manu* limits to the upper three *varṇas*.

Then which *dharma*s have priority in the *Mnt*? We can answer this question by saying that *kuladharmas* are praised as the absolute means of attaining *mokṣa*, and that the traditional *dharma*s are prescribed for the majority of daily and secular life including inheritance, although *śaiva* marriage, in which discrimination among *varṇas* is strictly prohibited, is allowed.